

国立研究開発法人国立環境研究所が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領

平成19年9月12日平成19理事長達 第3号

平成27年4月1日 一部改正

令和7年9月10日 一部改正

(目的)

第1条 この要領は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）が発注する工事、物品の購入及び製造、役務並びにその他の契約（以下「契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講じる必要が生じた場合の取扱いについて定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 理事長は、研究所との契約実績を有する者で、今後においても契約の相手方となることが見込まれる者（以下「業者」という。）が、別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号及びこの要領の定めるところにより期間を定め、契約に係る業者との取引停止を行うものとする。

2 取引停止の対象となるのは、研究所が発注する契約により業者が別表各号の措置要件に該当することとなる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 公的機関からの情報及び主要報道機関の報道に基づき、業者が別表各号の措置要件に該当することとなり、かつ、研究所が発注する契約の相手方となることが見込まれる場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、理事長が特に必要と認める場合

3 研究所との契約によらずに別表各号の措置要件に該当する場合で、研究所との契約のない期間が、当該措置要件ごとに規定する最長期間を経過していた場合は、取引停止の措置は講じないものとする。

(下請負人に関する取引停止)

第4条 理事長は、第3条の規定により取引停止を行う場合において、当該取引停止について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該取引停止をされる業者の取引停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

(共同企業体に関する取引停止)

第5条 理事長は、第3条の規定により共同企業体について取引停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該取引停止について責を負わないと認められるものを除く。）について、当該共同企業体の取引停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

2 第3条又は第4条若しくは前項による取引停止に係る業者を構成員に含む共同企業体について、当該取引停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を行うものとする。

(取引停止に係る特例)

第6条 業者が一の事案により、別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における取引停止の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の取引停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍、別表第2第4号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍)の期間とする。

(1)別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る取引停止の期間満了後1ヵ年を経過するまでの間(取引停止期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2)別表第2第1号から第2号又は第3号から第6号までの措置要件に係る取引停止期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第2号又は第3号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 理事長は、業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。

4 理事長は、業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止期間を定める必要があるときは、取引停止期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月)まで延長することができるものとする。

5 理事長は、取引停止期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第7条に定める期間の範囲内で取引停止期間を変更することができるものとする。

6 理事長は、別表第2第4号の措置要件に係る取引停止期間が満了した業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の取引停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の取引停止期間を控除した期間をもって、新たに取引停止を行うことができるものとする。

- 7 理事長は、取引停止期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認められるときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。
- 8 理事長は、取引停止期間中の業者であっても、当該業者以外からでは給付を受けることができない等の特別な事情があると認められるときは、当該契約に限り相手方業者とすることができる。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する取引停止の期間の特例)

第7条 理事長は、第3条の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより取引停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第6条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれに定める期間を取引停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合、又は研究所の役員若しくは職員（以下「役職員」という。）が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号イ、第4号又は第5号に該当したとき。

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第4号に該当したときは、2.5倍）の期間

(2) 別表第2第3号から第6号までに該当する業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第4号に該当する業者にあつては、2.5倍）の期間

(3) 別表第2第3号又は第4号に該当する業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前二号に掲げる場合を除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第4号に該当する業者にあつては、2.5倍）の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号又は第4号に該当する業者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期に1か月（別表第2第4号に該当する業者にあつては、1.5か月）加算した期間

(5) 役職員又は他の公的機関の職員が、公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴された場合で、当該役職員又は他の公的機関の職員の容疑に関し、別表第2第4号から第6号までに該当する業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期に1か月（別表第2第4号に該当する業者にあつては、1.5か月）加算した期間

（取引停止措置等の通知等）

第8条 理事長は、第3条又は第4条若しくは第5条各項の規定による取引停止、第6条第5項の規定による取引停止期間の変更及び第6条第7項の規定による取引停止の解除をしたときは、別紙様式により遅滞なく当該業者に対し通知するとともに、研究所のホームページ上で公表するものとする。

2 理事長は、前項の規定により取引停止の通知をする場合において、当該取引停止の事由が研究所発注の契約に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（指名等の取消）

第9条 理事長は、取引停止とした業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

2 理事長は、既に入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）が提出され開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取り消すものとする。

（取引停止期間中の下請け等）

第10条 理事長は、取引停止期間中の業者が研究所における契約に係る工事又は製造等の全部又は一部を下請けすることを認めないものとする。

（警告又は注意の喚起）

第11条 理事長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から実施する。

改正附則（平成27年4月1日）

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

改正附則（令和7年9月10日）

この要領は、令和7年9月10日から実施する。

別 紙

文 書 番 号
年 月 日

取引停止措置（期間変更・解除）通知書

住所

称号又は名称

代表者氏名 殿

国立研究開発法人国立環境研究所

理事長 ○ ○ ○ ○

下記理由により貴社（殿）を取引停止（期間変更・解除）としましたので通知します。

記

1. 取引停止（期間変更・解除）

取引停止措置期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日 (か月)

取引停止措置変更期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日 (か月)

取引停止解除期日 : 年 月 日

2. 事実概要

3. 取引停止措置（期間変更・解除）の理由

○問い合わせ先

国立研究開発法人国立環境研究所

総務部会計課○○○ ○○○○ TEL :

別表第1 事故等に基づく措置基準（第3条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>1 虚偽記載 研究所発注の契約に係る一般競争契約、指名競争契約又は随意契約において、入札前又は契約前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>2 過失による粗雑な契約履行等 イ 研究所発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。） ロ 他の公的機関発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>3 契約違反 第2号に掲げる場合のほか、研究所発注の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>4 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故 イ 研究所発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 ロ 他の公的機関発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>5 安全管理措置の不適切により生じた履行関係者の事故 イ 研究所発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 ロ 他の公的機関発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p> <p>2週間以上2か月以内</p>
<p>6 その他 前各号に準ずる行為等により、研究所発注の契約相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から前各号に準じて理事長が定める期間</p>

別表第2 贈賄、不正行為に基づく措置基準（第3条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>1 贈賄（研究所の役職員に対する贈賄） 次のイ、ロ又はハに掲げる者が研究所の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められるべき肩書きを付した役員を含む。（以下「代表役員等」という。））</p> <p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で、イに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p>
<p>2 贈賄（他の公的機関の職員に対する贈賄） 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公的機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>3 独占禁止法違反行為 次のイ又はロに掲げる契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（第4号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 研究所発注の契約</p> <p>ロ 他の公的機関発注の契約</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上9か月以内</p>
<p>4 重大な独占禁止法違反行為等 研究所、環境省又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等で環境省の所掌に係る機関の契約に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき（契約金額が、政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用基準額以上であるものが含まれる場合に限る。）。</p> <p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けた場合（代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p> <p>ロ 代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6か月以上36か月以内</p>
<p>5 公契約関係競売等妨害又は談合（研究所発注の契約） 研究所発注の契約に関し、次のイ又はロに掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第4号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上12か月以内</p>
<p>6 公契約関係競売等妨害又は談合（他の公的機関発注の契約） 他の公的機関発注の契約に関し、次のイ又はロに掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第4号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上12か月以内</p>

別表第2 贈賄、不正行為に基づく措置基準（第3条関係）

<p>7 建築業法違反行為 次のイ又はロに掲げる契約に関し、業者が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の契約相手方として不相当であると認められるとき。 イ 研究所発注の契約 ロ 他の公的機関発注の契約</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上9か月以内 1か月以上9か月以内</p>
<p>8 不正又は不誠実な行為 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>9 その他 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>